

工場・事業場等の騒音・振動に関する規制基準と届出について

(騒音規制法・振動規制法・佐賀県環境の保全と創造に関する条例による規制基準と届出)

騒音規制法及び振動規制法は、工場・事業場における事業活動にともなって発生する騒音・振動を規制の対象とし、生活環境を保全して国民の健康を保護することを目的としています。また、騒音・振動問題は極めて地域性の強いものであるため、条例で必要な規制を定めることも認めています。これにより佐賀県では、条例で特定施設（騒音規制）を指定しています。

1 規制する地域（指定地域）について

騒音規制法及び振動規制法による規制は、住民の生活環境を保全する必要がある地域である「指定地域」に適用されます。佐賀市では、騒音・振動ともに市内全域を指定しています。騒音・振動それぞれについて区域を区分けし、規制基準値を設定しています。

特定建設作業 (参考)	特定工場等		参考)用途地域等
	騒音	振動	
第1号区域	第1種区域	第1種区域	第1・2種低層住居専用地域
	第2種区域		第1・2種中高層住居専用地域 第1・2種住居地域、準住居地域 佐賀空港周辺を除く用途地域の指定のない地域
	第3種区域	第2種区域	近隣商業地域、商業地域 準工業地域、佐賀空港周辺
	第4種区域		工業地域 工業専用地域 学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、 特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲の概ね80m以内の地域
第2号区域		上記以外の地域	

2 特定工場等に関する規制

著しい騒音・振動を発生する施設（特定施設 下表（1）参照）を設置する工場・事業場等（特定工場）は規制の対象となります。指定地域内に特定工場等を設置している者は、規制基準（敷地の境界線における騒音・振動の許容限度（規制基準 下表（2）参照））を遵守することと、市長への届出の義務（（3）参照）があります。

特定施設の設置又は変更の届出による計画が、特定工場等から発生する騒音・振動が規制基準に適合しないことや既設の特定工場から発生する騒音・振動が規制基準に適合しないことにより、周辺的生活環境が損なわれると認められるときは、計画を変更すべきことや改善することを勧告し、勧告に従わない場合は勧告に従うべきことを命ずることがあります。

(1) 特定施設

指定地域内において、規制対象となる騒音・振動特定施設は以下のとおりです。

	特定施設の名称		規模・能力等	
			騒音規制法	振動規制法
1	金属加工機械	圧延機械	原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上のもの	
		製管機械	全ての施設	
		ベンディングマシン	ロール式のものであつて、原動機の定格出力が 3.75kW 以上のもの	
		液圧プレス	矯正プレスを除く	矯正プレスを除く
		機械プレス	呼び加圧能力が 294 kN 以上のもの	全ての施設
		せん断機	原動機の定格出力が 3.75kW 以上のもの	原動機の定格出力が 1kW 以上のもの
		鍛造機	全ての施設	全ての施設
		ワイヤーフォーミングマシン	全ての施設	原動機の定格出力が 37.5kW 以上のもの
		ブラスト	タンブラスト以外のものであつて、密閉式のものを除く	
		タンブラー	全ての施設	
		切断機	といしを用いるもの	
2	圧縮機	空気圧縮機で原動機の定格出力が 7.5kW 以上のもの (備考2)	原動機の定格出力が 7.5kW 以上のもの (備考3、4)	
	送風機	原動機の定格出力が 7.5kW 以上のもの		
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が 7.5kW 以上のもの	原動機の定格出力が 7.5kW 以上のもの	
4	織機	原動機を用いるもの	原動機を用いるもの	
5	建設用資材製造機械	コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除く。 混練機の混練容量が 0.4 m ³ 以上のもの。	
		アスファルトプラント	混練機の混練重量が 200kg 以上のもの	
		コンクリートブロックマシン	騒音規制法に規定する特定工場等以外のものに設置されるもの (県条例)	原動機の定格出力の合計が 2.95kW 以上のもの
		コンクリート管製造機械		原動機の定格出力の合計が 10kW 以上のもの
		コンクリート柱製造機械		原動機の定格出力の合計が 10kW 以上のもの

6	穀物用製粉機	ロール式のものであつて、原動機の定格出力が 7.5kW 以上のもの	
7	木材加工機械	ドラムバーカー	全ての施設
		チッパー	原動機の定格出力が 2.25kW 以上のもの
		砕木機	全ての施設
		帯のご盤	・製材用のは原動機の定格出力が 15kW 以上のもの ・木工用のは原動機の定格出力が 2.25kW 以上のもの
		丸のご盤	・製材用のは原動機の定格出力が 15kW 以上のもの ・木工用のは原動機の定格出力が 2.25kW 以上のもの
		かんな盤	原動機の定格出力が 2.25kW 以上のもの
8	抄紙機	全ての施設	
9	印刷機械	原動機を用いるもの	原動機の定格出力が 2.2kW 以上のもの
10	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機		カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30kW 以上のもの
11	合成樹脂用射出成形機	全ての施設	全ての施設
12	鋳造型機	ジョルト式のもの	ジョルト式のもの
13	クーリングタワー	原動機の定格出力が 3.75kW 以上もので、騒音規制法に規定する特定工場等以外のものに設置されるもの(県条例)	

備考

1. 移動式のは特定施設から除外されますが、台座等で固定されるものは特定施設に含まれます。
2. 低騒音型空気圧縮機として環境大臣が指定するものを除く。現状、低騒音型空気圧縮機として指定されている機器はありません。
3. 冷凍機に用いるものを除く。
4. 低振動型圧縮機として環境大臣が指定するものを除く。低振動型圧縮機の指定状況については、環境省ウェブサイト (https://www.env.go.jp/page_00429.html) をご確認ください。

(2) 規制基準

騒音				振動		
区域の区分	昼間 (8:00-19:00)	朝 (6:00-8:00) 夕 (19:00-23:00)	夜間 (23:00-6:00)	区域の区分	昼間 (8:00-19:00)	夜間 (19:00~8:00)
第1種区域	50dB	45dB		第1種区域	60dB	55dB
第2種区域	60dB	50dB				
第3種区域	65dB		55dB	第2種区域	65dB	60dB
第4種区域	70dB		65dB			

*上表の値は、特定工場等の敷地境界における基準値です。

(3) 届出

指定地域内において特定施設を設置したり、変更しようとする場合などには所定の届出が必要です。(下表参照) 提出期限までに佐賀市環境保全課へ2部(正本及びその写し)提出してください。

【騒音の届出の種類と届出書類・提出時期】

届出を必要とする場合	届出の種類	根拠規定/届出様式	添付書類等	提出時期
特定施設を設置しようとする場合	特定施設設置届出	法第6条 様式第1号 ★条例第9条 様式第1号	・工場等の周辺図 ・特定施設の配置図 ・防音措置の概要 (・騒音の大きさに関する資料等)	工事着手予定日の30日前まで
既存の施設が法改正等により特定施設となった場合	特定施設使用届出	法第7条 様式第2号 ★条例第10条 様式第2号		特定施設になって30日以内
特定施設の種類ごとの数を最終届出時から増やす場合 (種類ごとの数を減少する場合及び直近に届出した数の2倍以内の数に増加する場合を除く)	特定施設の種類ごとの数変更届出	法第8条 様式第3号 ★条例第11条 様式第3号	・工場等の周辺図 ・特定施設の配置図 ・防音措置の概要 (・変更前後の対象図表等)	当該事項の変更に係る工事着手予定日の30日前まで
騒音の防止の方法を変更する場合 (騒音の大きさが増加しないと客観的に判断されるような場合を除く)	騒音の防止の方法変更届出	法第8条 様式第4号 ★条例第11条 様式第3号		

氏名、名称、住所等の変更があった場合	氏名等変更届出	法第10条 様式第6 ★条例11条 様式第4号	特になし	変更の日から30日以内
特定施設のすべての使用を廃止した場合	特定施設使用全廃届出	法第10条 様式第7 ★条例第11条 様式第5号		使用廃止の日から30日以内
特定施設のすべてを譲りうけた場合	承継届出	法第11条 様式第8 ★条例第14条 様式第6号		承継のあった日から30日以内

★は県条例に該当する場合の届出分

【振動の届出の種類と届出書類・提出時期】

届出を必要とする場合	届出の種類	根拠規定/ 届出様式	添付書類等	提出期限
特定施設を設置しようとする場合	特定施設設置届出	法第6条 様式第1	<ul style="list-style-type: none"> 工場等の周辺図 特定施設の配置図 防振措置の概要 (・振動の大きさに関する資料等)	工事着手予定日の30日前まで
既存の施設が法改正等により特定施設となった場合	特定施設使用届出	法第7条 様式第2		特定施設になって30日以内
特定施設の種類・能力ごとに最終届出時から増やす場合	特定施設の種類ごとの数変更届出	法第8条 様式第3	<ul style="list-style-type: none"> 工場等の周辺図 特定施設の配置図 防振措置の概要 (・変更前後の対象図表等)	当該事項の変更に係る工事着手予定日の30日前まで
振動の防止の方法を変更する場合 (振動の大きさが増加しないと客観的に判断されるような場合を除く)	振動の防止の方法変更届出	法第8条 様式第4		
氏名、名称、住所等の変更があった場合	氏名等変更届出	法第10条 様式第6	特になし	変更の日から30日以内
特定施設のすべての使用を廃止した場合	特定施設使用全廃届出	法第10条 様式第7		使用廃止の日から30日以内
特定施設のすべてを譲りうけた場合	承継届出	法第11条 様式第8		承継のあった日から30日以内

問い合わせ

部署名	所在地	電話番号/e-mail
環境部 環境保全課	佐賀市高木瀬町大字長瀬 2563 番地 1 (旧清掃センター2F)	0952-30-2436 kankyohozen@city.saga.lg.jp